

松江市手数料徴収条例の一部を改正する条例及び松江市乗合旅客自動車運送  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月27日

松江市長

上 泉 昭 仁

松江市条例第1号

松江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

松江市条例第2号

松江市乗合旅客自動車運送条例の一部を改正する条例

松江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本<u>の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による戸籍証明書</u></p> <p>_____の交付手数料 1 通につき 450 円</p> <p><u>(1 の 2) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本<u>又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。))をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1 通につき 450 円</p>

組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

(2) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による除籍証明書 \_\_\_\_\_ の交付手数料 1 通につき 750 円

(2 の 2) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍

(2) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本 \_\_\_\_\_ 又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 同 \_\_\_\_\_ 750 円

電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

(3)・(4) 略

(5) 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定による届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1 通につき 350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円とする。

(6) 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円

(7)～(90) 略

(3)・(4) 略

(5) 戸籍法第 48 条第 1 項 \_\_\_\_\_ の規定による届出若しくは申請の受理の証明書 又は戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定による \_\_\_\_\_ 書類に記載した事項の証明書の交付 \_\_\_\_\_ 手数料 1 通につき 350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、 \_\_\_\_\_ 1,400 円とする。

(6) 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の \_\_\_\_\_ 書類の閲覧 \_\_\_\_\_ 手数料 書類 \_\_\_\_\_ 1 件につき 350 円

(7)～(90) 略

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

松江市乗合旅客自動車運送条例の一部を改正する条例

松江市乗合旅客自動車運送条例（平成 17 年松江市条例第 362 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(運賃)</p> <p>第 2 条 乗合自動車の運賃は、運行 1 人 1 キロメートルにつき基準賃率を 37 円 40 銭とし、次の表の左欄に掲げる運賃計算キロ程に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、160 円(小児 80 円)とする。</p>	<p>(運賃)</p> <p>第 2 条 乗合自動車の運賃は、運行 1 人 1 キロメートルにつき基準賃率を 37 円 40 銭とし、次の表の左欄に掲げる運賃計算キロ程に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、160 円(小児 80 円)とする。</p>
略	略
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる路線に係る乗合自動車</u>の運賃は、<u>当該各号に定める額</u>とする。</p> <p>(1) <u>南循環線、北循環線及び病院循環線</u> <u>210 円(小児 110 円)</u></p> <p>(2) <u>あじさいループ線及び法吉ループ線</u> <u>180 円以上 250 円以内(小児 90 円以上 130 円以内)の範囲内において、管理者が別に定める額</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>南循環線及び北循環線</u>の運賃は、<u>それぞれ 210 円</u>とする。</p>
3～9 略	3～9 略

この条例は、令和6年4月1日から施行する。